

経営管理権実施権配分計画

1 個別事項

整 理 番 号		R5高篠			経営管理実施権の設定を受ける者（丙）				(名称)		(所在地)	
					経営管理権の設定を受ける市町村（乙）				(氏名又は名称)		(住所又は所在地)	
									秩父広域森林組合 代表理事組合長 吉田 廣文		埼玉県秩父市日野田町一丁目7番10号	
									秩父市長 北堀 篤		埼玉県秩父市熊木町8番15号	
丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（A）									経営管理 実施権の 始期	経営管理 実施権の 存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基 づいて行われる 経営管理の内容 (C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を 控除してなお利益がある場合において甲に支払わ れるべき金銭（D）の額の算定方法
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢				
1	秩父市山田	3454	24	54イ	山林	0.6476	すぎ	63	2023.12.1	2033.3.31	○ 存続期間中に間伐及び間伐により生じた木材の販売を1回実施するものとする。 ○ なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 火災、病虫害及び気象害の予防のための年1回森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。 （1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法） ○ 間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から間伐に係る経費、木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。 （2. 木材の販売収益の額の算定方法） ○ 間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。 （3. 伐採等に要する経費の算定方法） ○ 乙が算定する間伐に係る経費については、丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額により算出する。 ○ 乙が算定する木材の販売に係る経費については、丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額により算出する。 ○ 社会情勢の変化等、経営管理実施権者の責によらない場合で、当初見積額の2割を超える経費の増が見込まれる場合は、その根拠を明らかにした上で、乙に対して改めて見積書を提出し、乙の了承を得た場合は、当該見積の額に基づいて経費を算定することができる。 （4. 留意事項） ○ 伐採等に要した経費の実費が（3. 伐採等に要する経費の算定方法）により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は丙が負担するものとする。	
2	秩父市山田	3403	24	9イ	保安林	0.6337	すぎ	74	2023.12.1	2033.3.31		
3	秩父市山田	3386	24	16イ	山林	0.3609	その他広葉樹	70	2023.12.1	2033.3.31		
4	秩父市山田	3412	24	72	畑	0.1636	すぎ	55	2023.12.1	2033.3.31		
5	秩父市山田	3380-1	24	69	畑	0.0489	その他広葉樹	53	2023.12.1	2033.3.31		
6	秩父市山田	3380-3	24	69	畑	0.0003	その他広葉樹	53	2023.12.1	2033.3.31		
7	秩父市山田	3381-1	24	70ロ	原野	0.0423	その他広葉樹	53	2023.12.1	2033.3.31		
8	秩父市山田	3381-3	24	70イ	原野	0.0036	その他広葉樹	53	2023.12.1	2033.3.31		
9	秩父市山田	3382-1	24	70イ	畑	0.1123	その他広葉樹	53	2023.12.1	2033.3.31		
10	秩父市山田	3382-3	24	70イ	畑	0.0099	その他広葉樹	53	2023.12.1	2033.3.31		
11	秩父市山田	3392-2	24	7ロ	畑	0.0333	すぎ	55	2023.12.1	2033.3.31		
12	秩父市山田	3390	24	67	畑	0.2452	その他広葉樹	53	2023.12.1	2033.3.31		
13	秩父市山田	3391	24	6	山林	0.1639	すぎ	67	2023.12.1	2033.3.31		
14	秩父市山田	3392-1	24	7イ	原野	0.0938	すぎ	55	2023.12.1	2033.3.31		
15	秩父市山田	3401	24	11イ	山林	0.119	すぎ	67	2023.12.1	2033.3.31		
16	秩父市山田	3402	24	10	山林	0.0813	すぎ	70	2023.12.1	2033.3.31		
17	秩父市山田	3417-1	24	38	山林	0.1137	すぎ	55	2023.12.1	2033.3.31		
18	秩父市山田	3446	24	42	山林	0.1656	すぎ	60	2023.12.1	2033.3.31		
19	秩父市山田	3447	24	33	山林	0.0555	すぎ	61	2023.12.1	2033.3.31		
20	秩父市山田	3425-1	24	74イ	山林	0.0694	すぎ	53	2023.12.1	2033.3.31		

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（Ａ）									経営管理 実施権の 始期	経営管理 実施権の 存続期間 （終期） （Ｂ）	経営管理権に基 づいて行われる 経営管理の内容 （Ｃ）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を 控除してなお利益がある場合において甲に支払わ れるべき金銭（Ｄ）の額の算定方法
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢				
21	秩父市山田	3426-2	24	74㍑	山林	0.0072	すぎ	53	2023.12.1	2033.3.31	○ 存続期間中に間伐及び間伐により生じた木材の販売を１回実施するものとする。 ○ なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 火災、病虫害及び気象害の予防のための年１回森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。 ○ 社会情勢の変化等、経営管理実施権者の責によらない場合で、当初見積額の２割を超える経費の増が見込まれる場合は、その根拠を明らかにした上で、乙に対して改めて見積書を提出し、乙の了承を得た場合は、当該見積の額に基づいて経費を算定することができる。 （４．留意事項） ○ 伐採等に要した経費の実費が（３．伐採等に要する経費の算定方法）により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は丙が負担するものとする。	（１．甲に支払われるべき金銭の額の算定方法） ○ 間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から間伐に係る経費、木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。 （２．木材の販売収益の額の算定方法） ○ 間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。 （３．伐採等に要する経費の算定方法） ○ 乙が算定する間伐に係る経費については、丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額により算出する。 ○ 乙が算定する木材の販売に係る経費については、丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額により算出する。 ○ 社会情勢の変化等、経営管理実施権者の責によらない場合で、当初見積額の２割を超える経費の増が見込まれる場合は、その根拠を明らかにした上で、乙に対して改めて見積書を提出し、乙の了承を得た場合は、当該見積の額に基づいて経費を算定することができる。
22	秩父市山田	3436-1	24	50㍑	山林	0.1457	すぎ	48	2023.12.1	2033.3.31		
23	秩父市山田	3436-2	24	50㍑	山林	0.0036	すぎ	48	2023.12.1	2033.3.31		
24	秩父市山田	3437	24	49㍑	山林	0.4142	すぎ	69	2023.12.1	2033.3.31		
25	秩父市山田	3458-1	24	53㍑	山林	0.0998	その他広葉樹	73	2023.12.1	2033.3.31		
26	秩父市山田	3458-2	24	53㍑	山林	0.0528	その他広葉樹	73	2023.12.1	2033.3.31		
27	秩父市山田	3410	24	19	山林	0.2664	すぎ	77	2023.12.1	2033.3.31		
28	秩父市山田	3411	24	18㍑	山林	0.1183	すぎ	77	2023.12.1	2033.3.31		
29	秩父市山田	3413	24	18㍑	山林	0.0247	すぎ	77	2023.12.1	2033.3.31		
30	秩父市山田	3414	24	17㍑	山林	0.1305	すぎ	87	2023.12.1	2033.3.31		
31	秩父市山田	3451-1	24	26㍑	山林	1.0568	すぎ	97	2023.12.1	2033.3.31		
32	秩父市山田	3451-2	24	27	山林	0.0991	すぎ	77	2023.12.1	2033.3.31		
33	秩父市山田	3417-2	24	37㍑	山林	0.1428	その他広葉樹	56	2023.12.1	2033.3.31		
34	秩父市山田	3420-1	24	39ハ	原野	0.0902	すぎ	61	2023.12.1	2033.3.31		
35	秩父市山田	3420-2	24	39ハ	原野	0.0033	すぎ	61	2023.12.1	2033.3.31		
36	秩父市山田	3394-2	24	5㍑	山林	0.1061	すぎ	47	2023.12.1	2033.3.31		
37	秩父市山田	3443-1	24	76㍑	山林	0.0456	すぎ	60	2023.12.1	2033.3.31		
38	秩父市山田	3378-1	24	68㍑	原野	0.0267	その他広葉樹	53	2023.12.1	2033.3.31		
39	秩父市山田	3379-1	24	68㍑	原野	0.1239	その他広葉樹	53	2023.12.1	2033.3.31		
40	秩父市山田	3379-3	24	68㍑	原野	0.0105	その他広葉樹	53	2023.12.1	2033.3.31		
41	秩父市山田	3423-1	24	40ハ	原野	0.0148	すぎ	79	2023.12.1	2033.3.31		
42	秩父市山田	3426-1	24	40ニ	原野	0.0228	すぎ	79	2023.12.1	2033.3.31		
43	秩父市山田	3427-1	24	40ホ	山林	0.236	すぎ	79	2023.12.1	2033.3.31		
44	秩父市山田	3429-1	24	61㍑	山林	0.0442	すぎ	72	2023.12.1	2033.3.31		
45	秩父市山田	3428-1	24	40ヘ	山林	0.0753	すぎ	79	2023.12.1	2033.3.31		

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（A）									経営管理 実施権の 始期	経営管理 実施権の 存続期間 （終期） （B）	経営管理権に基 づいて行われる 経営管理の内容 （C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を 控除してなお利益がある場合において甲に支払わ れるべき金銭（D）の額の算定方法
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢				
46	秩父市山田	3429-2	24	61㍑	山林	0.1818	すぎ	49	2023.12.1	2033.3.31	○ 存続期間中に間伐及び間伐により生じた木材の販売を1回実施するものとする。 ○ なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 火災、病虫害及び気象害の予防のための年1回森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。 ○ 社会情勢の変化等、経営管理実施権者の責によらない場合で、当初見積額の2割を超える経費の増が見込まれる場合は、その根拠を明らかにした上で、乙に対して改めて見積書を提出し、乙の了承を得た場合は、当該見積の額に基づいて経費を算定することができる。 （4. 留意事項） ○ 伐採等に要した経費の実費が（3. 伐採等に要する経費の算定方法）により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は丙が負担するものとする。	（1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法） ○ 間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から間伐に係る経費、木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。 （2. 木材の販売収益の額の算定方法） ○ 間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。 （3. 伐採等に要する経費の算定方法） ○ 乙が算定する間伐に係る経費については、丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額により算出する。 ○ 乙が算定する木材の販売に係る経費については、丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額により算出する。 ○ 社会情勢の変化等、経営管理実施権者の責によらない場合で、当初見積額の2割を超える経費の増が見込まれる場合は、その根拠を明らかにした上で、乙に対して改めて見積書を提出し、乙の了承を得た場合は、当該見積の額に基づいて経費を算定することができる。
47	秩父市山田	3430	24	62ニ	山林	0.0112	すぎ	63	2023.12.1	2033.3.31		
48	秩父市山田	3434-1	24	60イ	山林	1.273	すぎ	67	2023.12.1	2033.3.31		
49	秩父市山田	3435	24	59イ	山林	0.5262	すぎ	66	2023.12.1	2033.3.31		
50	秩父市山田	3441	24	45㍑	山林	0.0568	すぎ	61	2023.12.1	2033.3.31		
51	秩父市山田	3442-1	24	45イ	畑	0.115	すぎ	61	2023.12.1	2033.3.31		
52	秩父市山田	3442-2	24	45ハ	山林	0.0515	すぎ	61	2023.12.1	2033.3.31		
53	秩父市山田	3443-2	24	76㍑	山林	0.0333	すぎ	60	2023.12.1	2033.3.31		
54	秩父市山田	3444-1	24	75イ	山林	0.0052	すぎ	60	2023.12.1	2033.3.31		
55	秩父市山田	3444-2	24	75㍑	山林	0.1464	すぎ	60	2023.12.1	2033.3.31		
56	秩父市山田	3444-3	24	75ハ	山林	0.1778	すぎ	60	2023.12.1	2033.3.31		
57	秩父市山田	3444-4	24	75ニ	原野	0.0826	すぎ	60	2023.12.1	2033.3.31		
58	秩父市山田	3388	24	14イ	畑	0.0178	すぎ	64	2023.12.1	2033.3.31		
59	秩父市山田	3432	24	62㍑	山林	0.0138	すぎ	58	2023.12.1	2033.3.31		
60	秩父市山田	3433	24	62イ	山林	0.072	すぎ	58	2023.12.1	2033.3.31		
61	秩父市山田	3449	24	31イ	山林	0.4912	すぎ	72	2023.12.1	2033.3.31		
62	秩父市山田	3405	24	14イ	山林	0.2991	すぎ	64	2023.12.1	2033.3.31		
63	秩父市山田	3415	24	34	山林	0.149	すぎ	61	2023.12.1	2033.3.31		
64	秩父市山田	3416	24	35	山林	0.2039	すぎ	67	2023.12.1	2033.3.31		
65	秩父市山田	3440	24	46	山林	0.6707	すぎ	58	2023.12.1	2033.3.31		
66	秩父市山田	3445	24	41	山林	0.3795	すぎ	53	2023.12.1	2033.3.31		
67	秩父市山田	3462	24	64㍑	山林	0.0406	すぎ	61	2023.12.1	2033.3.31		
68	秩父市山田	3463	24	64イ	山林	0.2561	すぎ	65	2023.12.1	2033.3.31		
69	秩父市山田	3464	24	63	山林	0.308	すぎ	66	2023.12.1	2033.3.31		
70	秩父市山田	3431	24	62ハ	山林	0.028	すぎ	58	2023.12.1	2033.3.31		

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（Ａ）									経営管理 実施権の 始期	経営管理 実施権の 存続期間 （終期） （Ｂ）	経営管理権に基 づいて行われる 経営管理の内容 （Ｃ）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を 控除してなお利益がある場合において甲に支払わ れるべき金銭（Ｄ）の額の算定方法
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢				
71	秩父市山田	3408-3	24	24イ	山林	0.1428	すぎ	60	2023.12.1	2033.3.31	○ 存続期間中に間伐及び間伐により生じた木材の販売を1回実施するものとする。 ○ なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 火災、病虫害及び気象害の予防のための年1回森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。 ○ 社会情勢の変化等、経営管理実施権者の責によらない場合で、当初見積額の2割を超える経費の増が見込まれる場合は、その根拠を明らかにした上で、乙に対して改めて見積書を提出し、乙の了承を得た場合は、当該見積の額に基づいて経費を算定することができる。 （４．留意事項） ○ 伐採等に要した経費の実費が（３．伐採等に要する経費の算定方法）により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は丙が負担するものとする。	（１．甲に支払われるべき金銭の額の算定方法） ○ 間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から間伐に係る経費、木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。 （２．木材の販売収益の額の算定方法） ○ 間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。 （３．伐採等に要する経費の算定方法） ○ 乙が算定する間伐に係る経費については、丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額により算出する。 ○ 乙が算定する木材の販売に係る経費については、丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額により算出する。 ○ 社会情勢の変化等、経営管理実施権者の責によらない場合で、当初見積額の2割を超える経費の増が見込まれる場合は、その根拠を明らかにした上で、乙に対して改めて見積書を提出し、乙の了承を得た場合は、当該見積の額に基づいて経費を算定することができる。
72	秩父市山田	3448	24	32	山林	0.0674	すぎ	66	2023.12.1	2033.3.31		
73	秩父市山田	3394-3	24	5イ	山林	0.1061	すぎ	47	2023.12.1	2033.3.31		
74	秩父市山田	3406	24	15ロ	山林	0.6915	すぎ	55	2023.12.1	2033.3.31		
75	秩父市山田	3395-2	24	4イ	山林	0.1143	その他広葉樹	64	2023.12.1	2033.3.31		
76	秩父市山田	3395-2	24	4イ	山林	0.1143	その他広葉樹	64	2023.12.1	2033.3.31		
77	秩父市山田	3453-1	24	28イ	山林	0.4373	すぎ	66	2023.12.1	2033.3.31		
78	秩父市山田	3453-2	24	28イ	山林	0.194	すぎ	66	2023.12.1	2033.3.31		
79	秩父市山田	3404	24	13	保安林	0.7576	すぎ	59	2023.12.1	2033.3.31		
80	秩父市山田	3407	24	23	山林	0.1309	すぎ	59	2023.12.1	2033.3.31		
81	秩父市山田	3409-1	24	22イ	山林	0.4806	すぎ	73	2023.12.1	2033.3.31		
82	秩父市山田	3409-2	24	20イ	山林	0.2347	すぎ	73	2023.12.1	2033.3.31		
83	秩父市山田	3409-3	24	21	山林	0.1186	すぎ	73	2023.12.1	2033.3.31		
84	秩父市山田	3456-1	24	56イ	山林	0.2297	すぎ	73	2023.12.1	2033.3.31		
85	秩父市山田	3456-2	24	56イ	山林	0.2581	すぎ	73	2023.12.1	2033.3.31		
86	秩父市山田	3456-3	24	56イ	山林	0.0803	すぎ	73	2023.12.1	2033.3.31		
87	秩父市山田	3385-1	24	71イ	雑種地	0.0274	その他広葉樹	53	2023.12.1	2033.3.31		
88	秩父市山田	3385-3	24	71ロ	山林	0.0353	その他広葉樹	53	2023.12.1	2033.3.31		
89	秩父市山田	3383-3	24	39ロ	雑種地	0.0049	くぬぎ	61	2023.12.1	2033.3.31		
90	秩父市山田	3387-2	24	71イ	雑種地	0.0323	その他広葉樹	53	2023.12.1	2033.3.31		
91	秩父市山田	3455-1	24	55	山林	0.4171	すぎ	64	2023.12.1	2033.3.31		
92	秩父市山田	3455-2	24	55	山林	0.1487	すぎ	64	2023.12.1	2033.3.31		
93	秩父市山田	3384-1	24	39ロ	原野	0.0532	くぬぎ	61	2023.12.1	2033.3.31		
94	秩父市山田	3419-1	24	39イ	原野	0.0165	くぬぎ	61	2023.12.1	2033.3.31		
95	秩父市山田	3421	24	39ハ	畑	0.0079	すぎ	61	2023.12.1	2033.3.31		

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（Ａ）									経営管理 実施権の 始期	経営管理 実施権の 存続期間 （終期） （Ｂ）	経営管理権に基 づいて行われる 経営管理の内容 （Ｃ）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を 控除してなお利益がある場合において甲に支払わ れるべき金銭（Ｄ）の額の算定方法
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢				
96	秩父市山田	3418-2	24	36	畑	0.0016	その他広葉樹	61	2023.12.1	2033.3.31	○ 存続期間中に間伐及び間伐により生じた木材の販売を1回実施するものとする。 ○ なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 火災、病虫害及び気象害の予防のための年1回森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。 ○ 社会情勢の変化等、経営管理実施権者の責によらない場合で、当初見積額の2割を超える経費の増が見込まれる場合は、その根拠を明らかにした上で、乙に対して改めて見積書を提出し、乙の了承を得た場合は、当該見積の額に基づいて経費を算定することができる。 （４．留意事項） ○ 伐採等に要した経費の実費が（３．伐採等に要する経費の算定方法）により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は丙が負担するものとする。	（１．甲に支払われるべき金銭の額の算定方法） ○ 間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から間伐に係る経費、木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。 （２．木材の販売収益の額の算定方法） ○ 間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。 （３．伐採等に要する経費の算定方法） ○ 乙が算定する間伐に係る経費については、丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額により算出する。 ○ 乙が算定する木材の販売に係る経費については、丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額により算出する。 ○ 社会情勢の変化等、経営管理実施権者の責によらない場合で、当初見積額の2割を超える経費の増が見込まれる場合は、その根拠を明らかにした上で、乙に対して改めて見積書を提出し、乙の了承を得た場合は、当該見積の額に基づいて経費を算定することができる。
97	秩父市山田	3418-4	24	73	畑	0.0007	すぎ	52	2023.12.1	2033.3.31		
98	秩父市山田	3424-2	24	73	畑	0.0049	すぎ	52	2023.12.1	2033.3.31		
99	秩父市山田	3424-1	24	73	畑	0.1312	すぎ	52	2023.12.1	2033.3.31		
100	秩父市山田	3418-1	24	36	畑	0.0733	その他広葉樹	61	2023.12.1	2033.3.31		
101	秩父市山田	3418-3	24	36	畑	0.001	その他広葉樹	61	2023.12.1	2033.3.31		
102	秩父市山田	3393-1	24	8イ	保安林	0.3021	すぎ	56	2023.12.1	2033.3.31		
103	秩父市山田	3393-3	24	8ハ	保安林	0.228	すぎ	57	2023.12.1	2033.3.31		
104	秩父市山田	3393-4	24	8ニ	山林	0.0991	すぎ	56	2023.12.1	2033.3.31		
105	秩父市山田	3393-5	24	8ホ	山林	0.2072	すぎ	56	2023.12.1	2033.3.31		
106	秩父市山田	3394-1	24	5イ	山林	1.0997	すぎ	47	2023.12.1	2033.3.31		
107	秩父市山田	3395-1	24	4イ	山林	0.7846	その他広葉樹	64	2023.12.1	2033.3.31		
108	秩父市山田	3408-1	24	24イ	山林	0.4578	すぎ	60	2023.12.1	2033.3.31		
109	秩父市山田	3439	24	47	山林	0.118	その他広葉樹	71	2023.12.1	2033.3.31		
110	秩父市山田	3438	24	48	山林	0.3487	その他広葉樹	71	2023.12.1	2033.3.31		
111	秩父市山田	3450-1	24	30イ	山林	0.1537	すぎ	69	2023.12.1	2033.3.31		
112	秩父市山田	3450-2	24	30ロ	山林	0.0548	すぎ	69	2023.12.1	2033.3.31		
113	秩父市山田	3408-2	24	24イ	山林	0.1428	すぎ	58	2023.12.1	2033.3.31		

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（A）									丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	Aの森林所有者（甲）		備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢		住所又は所在地	氏名又は名称	
1	秩父市山田	3454	24	54イ	山林	0.6476	すぎ	63	<時期> ○ 丙から甲に対するDの支払については、木材販売収入額の確定後、速やかに行うものとする。 <相手方及び方法> ○ 次の支払先に支払うものとする。 （支払先） 甲の指定する口座			
2	秩父市山田	3403	24	9イ	保安林	0.6337	すぎ	74				
3	秩父市山田	3386	24	16イ	山林	0.3609	その他広葉樹	70				
4	秩父市山田	3412	24	72	畑	0.1636	すぎ	55				
5	秩父市山田	3380-1	24	69	畑	0.0489	その他広葉樹	53				
6	秩父市山田	3380-3	24	69	畑	0.0003	その他広葉樹	53				
7	秩父市山田	3381-1	24	70ロ	原野	0.0423	その他広葉樹	53				
8	秩父市山田	3381-3	24	70イ	原野	0.0036	その他広葉樹	53				
9	秩父市山田	3382-1	24	70イ	畑	0.1123	その他広葉樹	53				
10	秩父市山田	3382-3	24	70イ	畑	0.0099	その他広葉樹	53				
11	秩父市山田	3392-2	24	7ロ	畑	0.0333	すぎ	55				
12	秩父市山田	3390	24	67	畑	0.2452	その他広葉樹	53				
13	秩父市山田	3391	24	6	山林	0.1639	すぎ	67				
14	秩父市山田	3392-1	24	7イ	原野	0.0938	すぎ	55				
15	秩父市山田	3401	24	11イ	山林	0.119	すぎ	67				
16	秩父市山田	3402	24	10	山林	0.0813	すぎ	70				
17	秩父市山田	3417-1	24	38	山林	0.1137	すぎ	55				
18	秩父市山田	3446	24	42	山林	0.1656	すぎ	60				
19	秩父市山田	3447	24	33	山林	0.0555	すぎ	61				
20	秩父市山田	3425-1	24	74イ	山林	0.0694	すぎ	53				
21	秩父市山田	3426-2	24	74ロ	山林	0.0072	すぎ	53				
22	秩父市山田	3436-1	24	50イ	山林	0.1457	すぎ	48				
23	秩父市山田	3436-2	24	50イ	山林	0.0036	すぎ	48				
24	秩父市山田	3437	24	49イ	山林	0.4142	すぎ	69				
25	秩父市山田	3458-1	24	53イ	山林	0.0998	その他広葉樹	73				

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（A）									丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	Aの森林所有者（甲）		備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢		住所又は所在地	氏名又は名称	
26	秩父市山田	3458-2	24	53イ	山林	0.0528	その他広葉樹	73	<時期> ○ 丙から甲に対するDの支払については、木材販売収入額の確定後、速やかに行うものとする。 <相手方及び方法> ○ 次の支払先に支払うものとする。 （支払先） 甲の指定する口座			
27	秩父市山田	3410	24	19	山林	0.2664	すぎ	77				
28	秩父市山田	3411	24	18ロ	山林	0.1183	すぎ	77				
29	秩父市山田	3413	24	18イ	山林	0.0247	すぎ	77				
30	秩父市山田	3414	24	17イ	山林	0.1305	すぎ	87				
31	秩父市山田	3451-1	24	26イ	山林	1.0568	すぎ	97				
32	秩父市山田	3451-2	24	27	山林	0.0991	すぎ	77				
33	秩父市山田	3417-2	24	37イ	山林	0.1428	その他広葉樹	56				
34	秩父市山田	3420-1	24	39ハ	原野	0.0902	すぎ	61				
35	秩父市山田	3420-2	24	39ハ	原野	0.0033	すぎ	61				
36	秩父市山田	3394-2	24	5イ	山林	0.1061	すぎ	47				
37	秩父市山田	3443-1	24	76イ	山林	0.0456	すぎ	60				
38	秩父市山田	3378-1	24	68ロ	原野	0.0267	その他広葉樹	53				
39	秩父市山田	3379-1	24	68イ	原野	0.1239	その他広葉樹	53				
40	秩父市山田	3379-3	24	68ロ	原野	0.0105	その他広葉樹	53				
41	秩父市山田	3423-1	24	40ハ	原野	0.0148	すぎ	79				
42	秩父市山田	3426-1	24	40ニ	原野	0.0228	すぎ	79				
43	秩父市山田	3427-1	24	40ホ	山林	0.236	すぎ	79				
44	秩父市山田	3429-1	24	61イ	山林	0.0442	すぎ	72				
45	秩父市山田	3428-1	24	40ヘ	山林	0.0753	すぎ	79				
46	秩父市山田	3429-2	24	61ロ	山林	0.1818	すぎ	49				
47	秩父市山田	3430	24	62ニ	山林	0.0112	すぎ	63				
48	秩父市山田	3434-1	24	60イ	山林	1.273	すぎ	67				
49	秩父市山田	3435	24	59イ	山林	0.5262	すぎ	66				
50	秩父市山田	3441	24	45ロ	山林	0.0568	すぎ	61				

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（A）									丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	Aの森林所有者（甲）		備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢		住所又は所在地	氏名又は名称	
51	秩父市山田	3442-1	24	45イ	畑	0.115	すぎ	61	＜時期＞ ○ 丙から甲に対するDの支払については、木材販売収入額の確定後、速やかに行うものとする。 ＜相手方及び方法＞ ○ 次の支払先に支払うものとする。 （支払先） 甲の指定する口座			
52	秩父市山田	3442-2	24	45ハ	山林	0.0515	すぎ	61				
53	秩父市山田	3443-2	24	76㍑	山林	0.0333	すぎ	60				
54	秩父市山田	3444-1	24	75イ	山林	0.0052	すぎ	60				
55	秩父市山田	3444-2	24	75㍑	山林	0.1464	すぎ	60				
56	秩父市山田	3444-3	24	75ハ	山林	0.1778	すぎ	60				
57	秩父市山田	3444-4	24	75ニ	原野	0.0826	すぎ	60				
58	秩父市山田	3388	24	14イ	畑	0.0178	すぎ	64				
59	秩父市山田	3432	24	62㍑	山林	0.0138	すぎ	58				
60	秩父市山田	3433	24	62イ	山林	0.072	すぎ	58				
61	秩父市山田	3449	24	31イ	山林	0.4912	すぎ	72				
62	秩父市山田	3405	24	14イ	山林	0.2991	すぎ	64				
63	秩父市山田	3415	24	34	山林	0.149	すぎ	61				
64	秩父市山田	3416	24	35	山林	0.2039	すぎ	67				
65	秩父市山田	3440	24	46	山林	0.6707	すぎ	58				
66	秩父市山田	3445	24	41	山林	0.3795	すぎ	53				
67	秩父市山田	3462	24	64㍑	山林	0.0406	すぎ	61				
68	秩父市山田	3463	24	64イ	山林	0.2561	すぎ	65				
69	秩父市山田	3464	24	63	山林	0.308	すぎ	66				
70	秩父市山田	3431	24	62ハ	山林	0.028	すぎ	58				
71	秩父市山田	3408-3	24	24イ	山林	0.1428	すぎ	60				
72	秩父市山田	3448	24	32	山林	0.0674	すぎ	66				
73	秩父市山田	3394-3	24	5イ	山林	0.1061	すぎ	47				
74	秩父市山田	3406	24	15㍑	山林	0.6915	すぎ	55				
75	秩父市山田	3395-2	24	4イ	山林	0.1143	その他広葉樹	64				

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（A）									丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	Aの森林所有者（甲）		備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢		住所又は所在地	氏名又は名称	
76	秩父市山田	3395-2	24	4イ	山林	0.1143	その他広葉樹	64	<時期> ○ 丙から甲に対するDの支払については、木材販売収入額の確定後、速やかに行うものとする。 <相手方及び方法> ○ 次の支払先に支払うものとする。 （支払先） 甲の指定する口座			
77	秩父市山田	3453-1	24	28イ	山林	0.4373	すぎ	66				
78	秩父市山田	3453-2	24	28イ	山林	0.194	すぎ	66				
79	秩父市山田	3404	24	13	保安林	0.7576	すぎ	59				
80	秩父市山田	3407	24	23	山林	0.1309	すぎ	59				
81	秩父市山田	3409-1	24	22イ	山林	0.4806	すぎ	73				
82	秩父市山田	3409-2	24	20イ	山林	0.2347	すぎ	73				
83	秩父市山田	3409-3	24	21	山林	0.1186	すぎ	73				
84	秩父市山田	3456-1	24	56イ	山林	0.2297	すぎ	73				
85	秩父市山田	3456-2	24	56イ	山林	0.2581	すぎ	73				
86	秩父市山田	3456-3	24	56イ	山林	0.0803	すぎ	73				
87	秩父市山田	3385-1	24	71イ	雑種地	0.0274	その他広葉樹	53				
88	秩父市山田	3385-3	24	71ロ	山林	0.0353	その他広葉樹	53				
89	秩父市山田	3383-3	24	39ロ	雑種地	0.0049	くぬぎ	61				
90	秩父市山田	3387-2	24	71イ	雑種地	0.0323	その他広葉樹	53				
91	秩父市山田	3455-1	24	55	山林	0.4171	すぎ	64				
92	秩父市山田	3455-2	24	55	山林	0.1487	すぎ	64				
93	秩父市山田	3384-1	24	39ロ	原野	0.0532	くぬぎ	61				
94	秩父市山田	3419-1	24	39イ	原野	0.0165	くぬぎ	61				
95	秩父市山田	3421	24	39ハ	畑	0.0079	すぎ	61				
96	秩父市山田	3418-2	24	36	畑	0.0016	その他広葉樹	61				
97	秩父市山田	3418-4	24	73	畑	0.0007	すぎ	52				
98	秩父市山田	3424-2	24	73	畑	0.0049	すぎ	52				
99	秩父市山田	3424-1	24	73	畑	0.1312	すぎ	52				
100	秩父市山田	3418-1	24	36	畑	0.0733	その他広葉樹	61				

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（A）									丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	Aの森林所有者（甲）		備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢		住所又は所在地	氏名又は名称	
101	秩父市山田	3418-3	24	36	畑	0.001	その他広葉樹	61	<時期> ○ 丙から甲に対するDの支払については、木材販売収入額の確定後、速やかに行うものとする。 <相手方及び方法> ○ 次の支払先に支払うものとする。 （支払先） 甲の指定する口座			
102	秩父市山田	3393-1	24	8イ	保安林	0.3021	すぎ	56				
103	秩父市山田	3393-3	24	8ハ	保安林	0.228	すぎ	57				
104	秩父市山田	3393-4	24	8ニ	山林	0.0991	すぎ	56				
105	秩父市山田	3393-5	24	8ホ	山林	0.2072	すぎ	56				
106	秩父市山田	3394-1	24	5イ	山林	1.0997	すぎ	47				
107	秩父市山田	3395-1	24	4イ	山林	0.7846	その他広葉樹	64				
108	秩父市山田	3408-1	24	24イ	山林	0.4578	すぎ	60				
109	秩父市山田	3439	24	47	山林	0.118	その他広葉樹	71				
110	秩父市山田	3438	24	48	山林	0.3487	その他広葉樹	71				
111	秩父市山田	3450-1	24	30イ	山林	0.1537	すぎ	69				
112	秩父市山田	3450-2	24	30ロ	山林	0.0548	すぎ	69				
113	秩父市山田	3408-2	24	24イ	山林	0.1428	すぎ	58				
	この計画に同意する。								住	所（同上）	秩父広域森林組合 代表理事組合長 吉田 廣文	印
	権利の設定を受ける者（丙）								住	所（同上）	秩父市長 北堀 篤	印
	権利の設定を受する市町村（乙）								住	所（同上）	秩父市長 北堀 篤	印

（記載注意）

- （1） この個別事項は、経営管理実施権の設定を受ける者が異なる場合には、別葉とすること。
- （2） （B）欄は、「○年」又は「○○年○○月○○日まで」と記載すること。
- （3） 備考欄には、経営管理権集積計画の整理番号を記載すること。
- （4） 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定められた経営管理権集積計画に基づく森林の場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付するとともに、備考欄に記載すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- （5） 当該経営管理実施権配分計画の内容に関して丙が乙に提出した企画提案書及び図面を添付すること。

2 共通事項

この経営管理実施権配分計画の定めるところにより設定される経営管理実施権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容

丙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を収受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること。

(2) 善管注意義務

① 丙が経営管理実施権に基づき経営管理を行うに当たっては、善良なる管理者の注意を持って甲の利益に最も適合するように配慮しなければならない。

② 甲は、この経営管理実施権配分計画の定める事項について、丙に対して義務の履行を求めることができる。

(3) 監督義務

乙は、丙に対して当該森林の経営管理の状況等について報告を年1回徴収することで、当該森林において経営管理が行われるよう努めなければならない。

(4) 報告義務

丙は、乙に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回報告しなければならない。

(5) 経営管理実施権の対象とする森林

当該森林にある立木は、甲に帰属する。

(6) 経営管理実施権及び経営管理受益権の設定

この経営管理実施権配分計画の公告により、丙に経営管理実施権が、甲及び乙に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

丙に設定された経営管理実施権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

(7) 経営管理実施権の設定等の条件

① 乙は、当該森林に係る経営管理権集積計画を取り消す場合にはあらかじめ丙に通知するものとし、当該経営管理権集積計画を取り消した場合は、当該経営管理実施権配分計画を取り消すものとする。

② 乙は、丙が次のいずれかに該当する場合には、経営管理実施権配分計画のうち丙に係る部分を取り消すことができる。

ア 偽りその他不正な手段により乙に経営管理実施権配分計画を定めさせたことが判明した場合

イ 森林経営管理法第36条第2項各号に掲げる要件を欠くに至ったと認める場合

ウ 当該森林について経営管理を行っていないと認める場合

エ 経営管理実施権配分計画に基づき支払われるべき金銭の支払又はこれに代わる供託をしない場合

オ 正当な理由がなくて（4）の報告をしない場合

③ 乙は、災害その他の事由により当該森林において、丙が（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難であると認めるときは、気象災等により被害が発生して（10）により復旧を行う場合を除き、この経営管理実施権配分計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

④ 丙は、1の個別事項に定める経営管理実施権の存続期間の途中において解約しようとする場合は、甲及び乙の同意を得るものとする。

⑤ 乙及び丙は、この経営管理実施権配分計画に定めるところにより設定される経営管理実施権に関する事項は変更しないものとする。

⑥ 丙は、当該経営管理実施権の全部又は一部について、第三者に移転若しくは設定してはならない。

⑦ 丙の権利義務の全部を承継した者は、当該経営管理実施権についても承継するものとし、丙又は当該権利義務の全部を承継した者は、あらかじめ、その旨を甲及び乙に通知するものとする。

(8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、丙が甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

(9) 森林への立入り及び施設の利用等

- ① 丙は、(1) 及び (10) に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは丙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された森林作業道その他の施設を使用し、若しくは丙以外の者に使用させることができる。
- ② 丙は、(1) 及び (10) に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に路網その他の施設を設置し、又は丙以外の者に設置させることができる。この場合において、丙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

(10) 森林保険

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、丙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と丙の協議により定める。
- ② 丙は、丙の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができ、その場合甲はこれを承諾する。
なお、当該付保に関する諸手続は丙がこれを行うものとする。
- ③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、丙は当該保険金の請求及び受領を甲から受任するものとし、丙が当該保険金を復旧の用に供するため、当該保険金全額は丙に帰属するものとする。

(11) 災害等による経営管理の不実施

次に掲げる場合において、(1) に掲げる事項を実施する予定の森林について (1) に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、丙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(12) 損害の賠償

- ① 丙は、丙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 丙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、丙は損害賠償責任を負わない。

(13) 経営管理実施権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

- ① 経営管理実施権の存続期間の満了した場合において、甲乙丙の間で金銭の支払 (1 の個別事項に定める丙から甲に支払われるべき金銭及び丙が 1 の個別事項に定める経営管理の内容の全部又は一部を実施していないことにより、丙が甲から預かった金銭のうち甲に返還すべき金銭除く。) は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。
- ② 経営管理実施権の存続期間の中途において経営管理実施権が消滅した場合において、丙が 1 の個別事項に定める経営管理の内容の全部又は一部を実施していない場合は、丙は甲に対して、(11) に掲げる事項による場合を除き、経営管理の経費に相当する額を支払うものとする。

(14) その他

この経営管理実施権配分計画に定めのない事項及びこの経営管理実施権配分計画に疑義が生じたときは、甲、乙、丙が協議して定める。